

議案第 3 4 号

境港市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

境港市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 5 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 境港市印鑑条例の一部を改正する条例

(境港市印鑑条例の一部改正)

第1条 境港市印鑑条例(昭和50年境港市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)」を「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。以下同じ。)」に改める。

第2条 境港市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「個人番号カードを用いた」を「多機能端末機による」に改め、同条第1項中「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものをいう。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 スマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付の規定の追加等（第14条関係）  
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い所要の整備を行う。
  - （1）個人番号カード用利用者証明用電子証明書の規定の追加
  - （2）個人番号カードのほか、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンなどの移動端末設備によりコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とするための改正
  
- 2 施行期日
  - （1）については、公布の日
  - （2）については、規則で定める日

議案第 35 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 5 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第34条の6第4項を削る。

第34条の8第2項中「又は」を「又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」に、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「均等割額」を「均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定に

よって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に、「及び均等割額」を「及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」に、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に、「3輪のもの」を「3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」に改める。

（境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2に次の1項を加える。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2）家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

（3）家屋の建築年月日及び登記年月日

（4）当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、  
3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。）第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「新一部改正条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第1条中市税条例第34条の8第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに同条例第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに第2条中境港市税条例の一部を改正する条例（以下「一部改正条例」という。）附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第2項並びに附則第4条第1項（新一部改正条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中市税条例第36条の3の2の改正規定及び次条第3項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第34条の6の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新一部改正条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び新一部改正条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新一部改正条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。



(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 個人市民税における寄附金税額控除の対象法人からの除外（第1条中第34条の6関係）

個人市民税における寄附金税額控除の対象法人としている「特定非営利活動法人ハーモニカレッジ」について、境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成27年境港市条例第19号）の規定による指定期間の満了にあたり、同法人を条例指定による控除対象法人から除外する。

【ハーモニカレッジの個人市民税における寄附金税額控除の対象期間】  
（条例指定による控除対象期間）

平成30年1月1日から令和4年12月31日まで

（認定NPO法人の認定による控除対象期間）

平成30年3月29日から令和10年3月28日まで

### 2 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る還付金の振替先の追加（第1条中第34条の8関係）

所得割額から控除できなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付金の振替先の対象に森林環境税を加える。

### 3 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（第1条中第36条の3の2関係）

申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて、異動がない旨を記載した申告書の提出を可能とする。

### 4 森林環境税の導入に伴う改正（第1条中第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6関係）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法等の規定及びその他所要の改正

【森林環境税】

目 的：温室効果ガス排出削減目標の達成及び災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から徴収する国税

徴収方法：令和6年度以降、個人住民税均等割と併せて徴収

年 税 額：一人当たり1,000円

5 特定小型原動機付自転車（種別割）の車両区分の創設に伴う対応（第1条中第82条関係）

一定の要件を満たす電動キックボード等、新たに定義される特定小型原動機付自転車の税額区分について、現行の第1種原動機付自転車と同一の区分（2,000円）を適用する。

6 長寿命化に資する大規模修繕を行ったマンションに対する、固定資産税の特例措置についての規定（第2条中附則第10条の2及び附則第10条の3関係）

対象マンション：築年数が20年以上で10戸以上のマンションであること。

長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していること。

長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること。

対象工事：令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した屋根と床の防水、外壁の塗装を含む長寿命化工事

固定資産税：工事完了の翌年度に課される建物部分の固定資産税を減額

(1) 固定資産税における「わがまち特例」の規定

課税標準の特例措置について「税額の3分の1を減額」する。

(2) 減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定

7 軽自動車税の加算金の金額算出割合の改正（第2条中附則第15条の2及び附則第16条の2関係）

不正により軽自動車税（環境性能割・種別割）に納付不足額が生じた際に、当該不正を行ったメーカーに納税義務を負わせる特例規定について、税制上の再発防止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を改正する。

〔現行〕不足額の100分の10 ⇒ 〔改正後〕不足額の100分の35

8 施行期日

1、6については、公布の日

5については、令和5年7月1日

2、4、7については、令和6年1月1日

3については、令和7年1月1日

議案第 36 号

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 5 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する  
条例の一部を改正する条例

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成  
20年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 固定資産税を課税免除する特例対象となる施設の設置期限の延長（第2条関係）  
地方経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が改正されたことに伴い、承認を受けた地域経済牽引事業者が固定資産税の課税の免除を受ける固定資産に係る対象施設の設置期限を令和7年3月31日まで2年間延長する。
  
- 2 施行期日等  
公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。